Ⅶ．重要な債務負担行為

当事業年度に契約を締結し、翌期以降に支払いが発生する重要なものは以下のとおりです。

（単位：百万円）

契約内容	主な契約先	翌期以降支払金額		
		一年以内	一年超	合計
（本郷）伊藤国際学術研究センター（仮称）新営その他工事	鹿島建設㈱	1,898	—	1,898
（柏）総合研究実験棟（仮称）新営その他工事	松井建設㈱	1,477	—	1,477
（本郷）総合研究棟（分生研・農）新営工事	西松建設㈱	667	—	667
東京大学（駒場Ⅰ）理想の教育棟新営工事	安藤建設㈱	601	—	601
（本郷）法学部３号館新営その他工事	安藤建設㈱	590	—	590
（柏）総合研究実験棟（仮称）新営機械設備工事	㈱三晃空調	274	—	274
（柏）総合研究実験棟（仮称）新営電気設備工事	振興電気㈱	262	—	262
（本郷）総合研究棟（分生研・農）新営機械設備工事	㈱朝日工業社	250	—	250
オープンＭＲＩ装置　一式	㈱ムトウ	204	—	204
合計		6,227	—	6,227

Ⅷ．金融商品関係

１．金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については預金、国債、地方債及び政府保証債等に限定し、資金調達については国立大学財務・経営センターからの借入れに限定しております。資金運用にあたっては国立大学法人法第35条が準用する独立行政法人通則法第47条の規定に基づき、公債及びＡ格以上の社債を保有しております。国立大学財務・経営センター債務負担金使途は附属病院の整備資金であり、文部科学大臣の事前承認に基づいて借入れを実施しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	①貸借対照表計上額（＊１）	②時価（＊１）	②―①差額
有価証券(投資有価証券を含む)	49,038	49,099	61
国立大学財務・経営センター債務負担金	(41,417)	(44,245)	(2,828)
ＰＦＩ未払金及びリース債務	(18,975)	(19,130)	(154)

（＊１）　負債に計上されているものについては、(　) で示しております。

（＊２）　現金及び預金（32,682百万円）、ＰＦＩ未払金及びリース債務を除く未払金（28,494百万円）については短期間で決済されるため、貸借対照表計上額を時価としております。

（注１）　金融商品の時価の算定方法

⑴　有価証券（投資有価証券を含む）

この時価については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

ただし、譲渡性預金（貸借対照表計上額27,000百万円）については、短期間で償還されるため、貸借対照表計上額を時価としております。

⑵　国立大学財務・経営センター債務負担金

この時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法により算定しております。

⑶　ＰＦＩ未払金及びリース債務

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法により算定しております。

（注２）　金銭信託（貸借対照表計上額2,000百万円）及び新株予約権（貸借対照表計上額０百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「⑴有価証券（投資有価証券を含む）」には含めておりません。

Ⅸ．賃貸等不動産関係

当法人は、東京都その他の地域において、賃貸等不動産を保有しておりますが、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

Ⅹ．資産除去債務関係

１．資産除去債務の概要

石綿障害予防規則等に基づくアスベストの処理義務、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づくＰＣＢの処理義務及び土壌汚染対策法に基づく土壌汚染の調査義務です。

２．資産除去債務の算定方法

使用見込み期間を残存耐用年数に基づいて見積もり、割引率は期間に応じた国債利回りを使用しております。

３．資産除去債務の総額の増減

期首残高	―百万円
国立大学法人会計基準改訂による期首調整額	163百万円
時の経過による調整額	1百万円
期末残高	165百万円

４．貸借対照表に計上していない資産除去債務の概要、債務を合理的に見積もることができない理由

上記の他に、研究等の目的のために、除去する場合には放射性廃棄物として処理処分することが義務付けられている固定資産を有しておりますが、現時点では、解体措置などの処理処分に関する技術及び処理処分方法を規定する法令等が一部未整備であるため等により、資産除去債務を計上しておりません。

第明治三二十種郵便物認可